

## 彦根市廃棄物減量等推進審議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要と認めるときは、公開しないことができる。

2 審議会は、市民が傍聴できるように、会議の開催日時等の公表に努めるものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴に関して、特に定員は定めない。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）または部会長が、議事の進行に支障があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日に所定の場所で、住所および氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、報道関係者についてはこの限りではない。

2 前項の場合において、審議会は、個人情報保護の観点から傍聴人受付簿の適正な取扱いに努めるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、特に会長または部会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) その他会議の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴人等が、この要領に定めることに違反するときは、会長または部会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人等を退場させることができる。

(会議録の公開)

第8条 審議会の会議録は、会議の内容を記した要点筆記とする。

2 会議録は、原則公開とする。ただし、第2条第1項の規定により、会議を非公開とした場合にあっては、非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にあっては、審議会が特に必要と認める会議録の部分は、これを公開することができる。

(定めのない事項)

第9条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、会長が審議会に諮って定めるものとする。

付 則

この要領は、平成19年7月6日から施行する。